

## 国民健康保険税の納税通知書を郵送します

令和3年度の国民健康保険(国保)税額が決定しましたので、7月10日(土)に国民健康保険税納税通知書と納付書(口座振替の方を除く)を郵送します。国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。世帯主自身が会社員等で国保加入者でなくても、世帯の中に国保加入者がいる場合には、世帯主宛てに納税通知書をお送りします。

### ■国保税の税率に変更はありません

国保税の税率や基礎課税額の課税限度額(年間上限額)に変更はありません。なお、所得割の算出方法については、税制改正により、給与所得控除額と公的年金等控除額が10万円引き下げられたことに伴い、令和3年度は下表1のとおり、所得割の基礎控除が33万円から43万円に引き上げとなりました。

【表1 令和3年度 国保税率等の内容】

算出方法		区 分			40歳未満の方 65～74歳の方	40～64歳の方
		A 基礎課税額	B 後期高齢者支援金分	C 介護納付金分	合計 (A+B)	合計 (A+B+C)
所得割	(前年の所得 <sup>*1</sup> - 加入者ごとに基礎控除43万円) × 税率	7.8%	2.3%	2.0%	10.1%	12.1%
均等割	加入者1人につき	2万2,000円	6,500円	1万3,500円	2万8,500円	4万2,000円
平等割	1世帯につき	2万3,000円	6,500円	-	2万9,500円	2万9,500円
課税限度額(年間上限額)		63万円	19万円	17万円	82万円	99万円

※1…前年1～12月における、世帯の国保加入者の合計所得金額

### ■所得の低い方に対する軽減判定の基準が一部変わります(判定には所得の申告が必要)

世帯の合計所得金額が一定額以下の場合、均等割・平等割を軽減していますが、その判定の所得基準額が、下表2のとおり、変更となりました。該当する場合は、あらかじめ減額した納税通知書を郵送しています。なお、軽減判定には所得の申告が必要です。村民税の申告が不要であるため所得を申告していないという方は、判定ができず軽減を受けられないことがありますので、所得の申告をお願いします。

【表2 軽減の対象となる所得<sup>\*2</sup>の基準額】

軽減の割合	変更前(令和2年度)	変更後(令和3年度)
7割	33万円以下	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の人数 <sup>*4</sup> - 1) 以下
5割	33万円 + (28万5,000円 × 被保険者数 <sup>*3</sup> ) 以下	43万円 + (28万5,000円 × 被保険者数 <sup>*3</sup> ) + 10万円 × (給与所得者等の人数 <sup>*4</sup> - 1) 以下
2割	33万円 + (52万円 × 被保険者数 <sup>*3</sup> ) 以下	43万円 + (52万円 × 被保険者数 <sup>*3</sup> ) + 10万円 × (給与所得者等の人数 <sup>*4</sup> - 1) 以下

※2…前年1～12月の国保加入者全員分の所得総額(国保被保険者でない世帯主分を含む)

※3…同一世帯で国保から後期高齢者医療制度の被保険者に移行した方を含む

※4…国保加入者のうち、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける方(国保被保険者でない世帯主分を含む)

### ■年齢到達に伴い国保税の内容等が変更となる方がいます

年度の途中で40歳、65歳、75歳に到達する方は、下表3のとおり、国保税の内容や課税の時期等が変更となります。

【表3 年齢到達に伴う変更点】

対象	変更内容等	通知方法
40歳になる方	誕生月(1日生まれの方はその前月)から国保税に介護納付金分が加算	誕生月の翌月に税額変更決定通知書を送付します
65歳になる方	国保税の介護納付金分に替わり、誕生月から介護保険料が課税される ※誕生月の前月(1日生まれの方は前々月)分まで国保税に介護納付金分が加算されます。	今回の納税通知書(納付書)に記載されています
75歳になる方	誕生月から後期高齢者医療制度へ移行する ※誕生月の前月(1日生まれの方はその前々月)分まで国保税が課税されます。	誕生月の前月に案内通知を郵送します

※国保から後期高齢者医療制度へ移行する方が同一世帯にいて、世帯の国保加入者が1人となる場合は、国保税の平等割額(基礎課税分・後期高齢者支援金分)が軽減されます。該当する方には、あらかじめ軽減した納税通知書を送付しています。

## 後期高齢者医療保険料の保険料額決定通知書を郵送します

令和3年度の後期高齢者医療保険料が決定しましたので、7月10日(土)に**保険料額決定通知書と納付書**(口座振替の方を除く)を郵送します。納期限までの納付にご協力をお願いします。なお、特別徴収(年金から天引き)の方には、「後期高齢者医療保険料(特別徴収)のお知らせ」を郵送します。

### ■所得の低い方に対する均等割額の軽減判定の基準が一部変わります(判定には所得の申告が必要)

後期高齢者医療保険料額は、被保険者一人ひとりに均等に賦課される「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。所得の低い方に対しては均等割額の軽減があります。

令和3年度の均等割額は4万6,000円(令和2年度と同額)で、世帯の総所得金額に応じた軽減後の均等割額については、下表1のとおりです。収入が公的年金のみの方は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が330万円未満は110万円)を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いて判定します。

【表1 均等割額の軽減割合と世帯の総所得金額に応じた軽減後の均等割額】

令和2年度/均等割額4万6,000円		令和3年度/均等割額4万6,000円	
【軽減割合】 軽減後の均等割額	世帯(被保険者と世帯主)の 総所得金額	【軽減割合】 軽減後の均等割額	世帯(被保険者と世帯主)の 総所得金額
【7.75割軽減】 1万350円	33万円以下	【7割軽減】 1万3,800円	43万円+10万円×(給与所得者等の人数 <sup>※1</sup> -1)以下
【7割軽減】 1万3,800円	33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合に限る)	※世代間の公平を図る観点などから実施されていた特例措置が廃止され、制度本来の仕組みである7割軽減となりました。	
【5割軽減】 2万3,000円	33万円+(28万5,000円×世帯の被保険者数)以下	【5割軽減】 2万3,000円	43万円+10万円×(給与所得者等の人数 <sup>※1</sup> -1)+(28万5,000円×世帯の被保険者数)以下
【2割軽減】 3万6,800円	33万円+(52万円×世帯の被保険者数)以下	【2割軽減】 3万6,800円	43万円+10万円×(給与所得者等の人数 <sup>※1</sup> -1)+(52万円×世帯の被保険者数)以下

※1…一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける方

### ■「会社などの健康保険の被扶養者」であった方には軽減期間があります

後期高齢者医療保険制度の加入前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、**加入後2年間に限り均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません**。※世帯の所得が低い方は、上記の均等割額の軽減が優先されます。

## ～納付に関するお願い～

#### ▼国保税の納付(支払い)は原則として口座振替です。

平成28年度から口座振替が原則となりました(年金による特別徴収の方を除く)。

#### ▼後期高齢者医療保険料の納付(支払い)も、納付に行く手間が省け、納め忘れの心配のない、口座振替がおすすめです。

#### ▼昨年度まで特別徴収(年金天引き)されていた方で、今年度分の納付書(国保税または後期高齢者医療保険料)が届いた場合は、納付書で納めてください。

#### ▼納期限までに納付できない事情があるときはご相談ください。

「安心・安全・確実」な  
口座振替が便利です!

#### 役場で口座振替の 申し込みができます!



口座振替の登録がお済みでない方は、銀行のキャッシュカード(暗証番号入力)があれば、役場で口座振替の申し込みができます。第1期分からの口座振替を希望する方は、**7月20日(火)まで**に住民課(役場行政棟1階)で手続きをお願いします。